

平成19年12月13日

業務代行保証参加企業様

社団法人 日本給食サービス協会
会長 野々村 禎之

「業務代行保証加入証の交付と代行保証施設の登録申請」

拝啓

歳末多端の折、貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は「給食業務受託に係わる業務代行保証事業」に加入申込みをいただき、誠に有り難うございました。

書類審査、実地調査を経まして、12月12日開催の「本部業務代行保証委員会」において、貴社は業務代行保証の加入について＜適切と認められましたので＞「業務代行保証加入証」を交付致します。

なお、業務代行保証を受けようとする「施設」について、次の①のような場合、②の必要書類を添付して会長に登録申請してください。登録された施設についてのみ業務代行保証を行うこととなります。

敬具

①委託先（教育委員会等）から、「代行保証・履行保証」につき、＜団体（日本給食サービス協会）＞の保証を求められている場合

②別紙「業務代行保証願（様式3号）」に次の書類を添付してください。

「契約書」：委託者と受託者との業務委託契約書の条文中に「第〇条 乙が業務を履行できなくなった場合の保証のため、乙は、あらかじめ業務代行者として、社団法人日本給食サービス協会（丙）を定めるものとする。

*この場合であっても乙の責務は免責されるものではない。「部数」：原本2部（収入印紙貼付）

*添付書類の「案内図」「施設略図」「営業許可証の写」は、省略することとし、提出の必要はありません

「保証への押印」：協会は、委託契約書原本に会長印を押印することにより業務代行保証を行う。

③施設の登録手数料は、1施設につき3,240円（消費税込み）を「業務代行保証願」提出時に振込願います。

*施設登録手数料振込口座

りそな銀行 神田支店 普通口座

口座名：シャ) 日本給食サービス協会

口座番号：6064366

【注意】

登録申請のできる施設は、幼稚園・小学校・中学校の学校給食施設で、給食センターは対象となりません。「親子方式の調理場」による場合は、1日1000食未満の施設で、親の方が子より食数が多い施設については対象と致します。